三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字福ケ内二八二六、二八二八、字大谷六二九六の一・六二九八・六二九九・六三〇二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六二九七、六三〇〇、六三〇一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月十六日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町横須字岩ケ谷三五六の三四、三五六の三五、三五六の三七、三五六の三九、三五六の四〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩ケ谷三五六の三七（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月十六日
農林水産大臣　山本　有二
一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷字引入沢甲七二四一から甲七二五一まで、甲七二四一の丙、甲七二四一の子、甲七二四三の戊、甲七二四三の庚、甲七二四三の辛、甲七二四三の子から甲七二四三の寅まで、甲七二四四の丁、甲七二四四の戊、甲七二四四の子、甲七二四四の丑、甲七二四五の乙、甲七二四七の乙、甲七二四九の乙、甲七二五二の一、甲七二五三から甲七二六七まで、甲七二五七の乙、甲七二六六の乙、甲八五七二の一、甲八五七二の乙、甲八五七三、甲八五七四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月十六日
農林水産大臣　山本　有二
一　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字大沼四三の二
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村上黒川字ウト場九の一〇、九の一九、字登長口二〇の一、三沢字茶尾九の一・一〇・一一・一二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ウト場九の一〇・九の一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字登長口二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字茶尾一〇（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月十六日
農林水産大臣　山本　有二
一　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字下深谷一五、一五の一
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字西薗目字霜栗四六（次の図に示す部分に限る。）、一の一、一〇、一二から一八まで、二〇から二二まで、二四の一、二五の四、二六、二八、二八の一、二八の四、三〇の三、三〇の六、三一、三二、三三の五、三三の七、三六、四一、四三の二、四八、五〇、字焼野一・三・三の一・四・一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二、五、七、字上山二・四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、字猿倉四、五、六の一、八の三、一一、一三の一、一四、一八、一九の三、一九の一四、字沢上一〇、一四、二九の二、四七、五二、五六の一、五七、六一の一、字舟ノ沢六、七の一、一三、一四、一四の一、一五の一、一八、二四、二五の一、字下小田敷六、字向山一、三から五まで、七から九まで、一四、一九、字川越二の二・三・九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二の三、二の一五、字河内四の一、一九の二、二三の一、二四の五、二四の七、二七の三、字若竹四四、四五の二、四六の一、四六の二、四七、四八、字上貝津三二の二、三二の三、三四、三五、三五の二、三五の三、四三の一、字畦市三九・四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二八、二九、三七、四二の三、四二の五、四七の四、四七の八から四七の一〇まで、四八の三、五六、字元平四八の二（次の図に示す部分に限る。）、四四、四五、四七の二、四八の三、四九、五一の二、五二、五四、五五の三、六一の四、六五の八、字折地五三、五六、字横道一、三、四の三、五から八まで、一三の一、一四の二、一四の三、字平瀬五一、五二、五二の一、五